

令和6年10月24日

「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」と エステサロンで勧誘する事業者に関する注意喚起

令和5年秋以降、無料エステ体験でエステサロンに来店した際「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば月1万円の報酬がもらえる副業がある」などと勧誘され、高額な加盟金を支払って始めたものの、実際には、報酬が支払われず、事業者との連絡が取れなくなったという相談が、20代の女性を中心に各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社ライフパートナーズ（以下「ライフパートナーズ」といいます。）及び株式会社NEOマーケティング（以下「NEOマーケティング」といいます。）が消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1 事業者の概要

本件2事業者の概要は下表のとおりです。

事業者名	所在地	代表者
株式会社ライフパートナーズ (法人番号 9011101062713)	東京都港区南青山五丁目17番2号	内田 勉
株式会社NEOマーケティング (法人番号 8010401083404)	東京都渋谷区宇田川町36番3号	奥村 健太

(注) 同名の別会社と間違えないよう御注意ください。

2 具体的な事例の内容

消費者は、無料エステ体験でエステサロン（以下「本件エステサロン」といいます。）に来店した際、「SNSに広告を投稿したら月1万円の報酬がもらえる」（以下「本件副業」といいます。）などと勧誘され、本件2事業者と「加盟店契約」及び「業務委託契約」と称する契約を締結します。消費者は高額の加盟金を支払った上で本件副業を始めるものの、報酬は約束どおりには支払われず、消費者に加盟金の支払だけが残ってしまいます。その手口は次のとおりです。

(1) 友人などから「無料のエステサロンがある」との情報を得ます。

消費者は、友人や美容系予約アプリから「無料で施術してくれるエステサロンがある」などの情報を得ます。消費者は、「無料ならやってみよう」などの理由から興味を持ち、本件エステサロンを予約します。予約には、本件エステサロンの公式LINEや美容系予約アプリが使われていました。

消費者が無料エステ体験を受けるために来店した、本件エステサロンの名称は次のものでした。

- ・ Beauty Salon Reve 又は Reve Beauty Salon (東京都渋谷区)
- ・ Beauty Advance Room Tie (千葉市中央区)

(2) 無料エステ体験中に「SNSに広告を投稿すると月1万円もらえる副業があるけど興味ある？」などと勧誘されます。

消費者が無料エステ体験を行っている時、店員から「月1万円がもらえる副業がある。やってみないか」などと勧誘されます。興味を持った消費者は、次回詳しく説明するので、時間を作って来店するよう促されます。

この時点では消費者には本件副業の具体的な内容は明らかにはされていません。そして次の来店時に、以下の内容を説明されます。

- ・ 月1回、SNSなら何でもいいので、(消費者の)LINEに届く広告を載せてもらえばいい。それだけで1万円がもらえる
- ・ SNSに載せるには、PRエージェント加盟金が必要になる
- ・ 報酬として、銀行口座に毎月4万7千円が入金されるが、PRエージェント加盟金として毎月3万7千円が差し引かれる。その差額の1万円はあなたの収入になる

この勧誘に応じた消費者に対しては、

- ・ ライフパートナーズに対してPRエージェント加盟金を支払うこと等を内容とする「加盟店契約」(別紙1)
- ・ NEOマーケティングから報酬を受け取ること等を内容とする「業務委託契約」(別紙1)

の締結を求めるとともに、あわせて150万円と高額なPRエージェント加盟金を分割して支払うためとして、クレジット会社に対して5年間で総額222万円を支払うこととなる「クレジット申込書」の記入を求めます。

(3) 契約後、本件副業の作業をします。

これらの契約を交わした消費者に対して、作業の問合せや広告の配信はLINEを通じて行うので、友だち登録をしてほしいというLINEメッセージが届きます。

消費者が友だち登録をすると、「チューターReve」といったLINEアカウントから、

- ・ SNS用の画像も来月1週目辺りで配信されますので

毎月25日までに各々SNSへ載せて公式LINEへスクショを返信してくださいといった指示があるので(別紙2)、消費者はこれに従って、LINEで配信された広告を、自らのSNSに投稿します。

(4) 報酬の支払は行われず、消費者にはPRエージェント加盟金の引き落としだけが残ります。

本件副業を開始した次の月から、毎月の報酬の入金及びPRエージェント加盟金の分割払分の引き落としが始まるので、銀行口座の明細を確認した消費者は、毎月27日の引き落としは行われているものの、毎月25日の報酬の入金がなかったり、大幅に遅れていることに気がきます。

消費者は連絡を取ろうとしますが、契約書に記載された電話番号は通じません。また、LINEで問い合わせると、「人数が多く、振込み作業が間に合っていないから待つてほしい」等の返信があります。

消費者に対しては、最初の数か月を除き報酬が支払われない、又は最初から全く支払われないものでした。

3 合同調査の実施

本件2事業者の行為によって消費者の被害が拡大したことを踏まえ、消費者庁は、住民に被害が及んでいた川崎市と協力して調査を行いました。

4 合同調査で確認した事実

前記2のとおり、消費者は、本件エステサロンにおいて本件副業を勧誘された際、あたかも、本件副業の報酬として毎月4万7千円が消費者の銀行口座に入金され、PRエージェント加盟金の分割払分として3万7千円が差し引かれた差額の1万円が消費者の収入になるかのように告げられ、本件2事業者と「加盟店契約」及び「業務委託契約」と称する契約を締結していましたが、実際には、消費者に対しては、最初の数か月を除き報酬が支払われない、又は最初から全く支払われないものでした（不実告知）。

5 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 「無料体験」、「お試し施術」などをきっかけにした勧誘には御用心！

美容系エステサロン等では新規顧客獲得や固定客確保を目的に、様々なキャンペーン・営業施策を行っており、中には無料体験やお試し施術、モニター割引、限定サービスなどがあります。

無料体験等は、店を訪れるひとつのきっかけであり、これを悪用する事業者も存在します。

無料エステというお得な体験をすることができても、その後に様々な勧誘を受けて、最終的には高額な契約をすることになってしまうことがありますので、雰囲気にもまれず、勧誘された契約の内容について慎重に判断してください。

○ 高額な支払をするために長期のクレジット契約を求められるようなものには要注意！

本件では消費者は、副業に必要と説明され高額なPRエージェント加盟金の支払をするために、長期のクレジット契約を求められています。このような高額な支払を求めながら、「実質無料」などとする「支払った以上の収入が得られる不透明な儲け話」は、実際には虚偽又は誇大なセールストークであるおそれが高いので注意してください。

このような場合に限らず、大きな金額を長期のクレジットで支払う契約を行おうとする際などには、支払うこととなる分割手数料の金額も含め、契約の内容について時間をかけて冷静に判断しましょう。

○ 被害に遭ったらあきらめずに「188（いやや!）」へ電話してみましよう！

おかしいと思ったら、素早く消費生活センター等に相談しましょう。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者に関する注意喚起（令和6年2月29日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/036459/
独立行政法人国民生活センター	20歳代が狙われている！？遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意（令和5年6月7日）	https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230607_1.html
消費者庁	SNS などを通じた投資や副業といった「もうけ話」にご注意ください！	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_036
消費者庁	「スマホで簡単 月収100万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和4年11月17日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/030975/

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン：「188（いやや!）」番
（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）
- ◆ 警察相談専用電話：「#9110」番

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
TEL03-3507-8800（代表）

消費者が取り交わした契約書

加盟店契約書

この欄を多く記入してください

ご契約日：
担当者：

お客様(乙)
フリガナ
氏名：
住所：
商品
金額
PRエージェント加盟金：¥1,500,000

お振込先：
口座名義人：カ) ライフパートナーズ

(甲) 会社名 株式会社ライフパートナーズ
代表取締役 内田 勉
所在地 〒107-0062 東京都港区南青山5丁目17番2号
電話番号 TEL:050-3575-5759

業務委託契約書

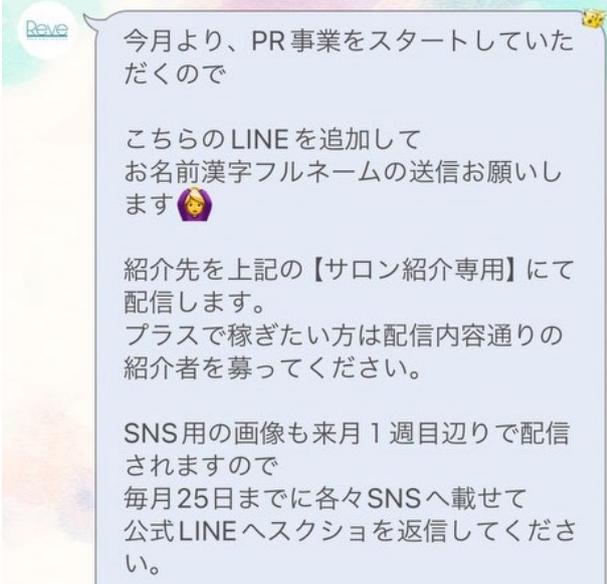
この欄を多く記入してください

(甲) 氏名住所
委託報酬
委託報酬金額：47,000 円
当月2回目以降送客報酬：10,000 円 / 件
※各クライアント店舗様により条件が異なります。
※条件に満たされない場合は報酬されません。

お支払い
毎月 月末締め翌月25日払い
支払日が土/日/祝日の場合は休営業日のお支払いとなります。

(乙) 会社名 株式会社NEOマーケティング
代表取締役 奥村 健太
所在地 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-15 モデューロ浜松町1F
電話番号 TEL:03-6435-7703 FAX:03-6435-7704

消費者に届いたLINE メッセージ

LINE アカウント①	LINE アカウント②
 <p>チューター❤️Reve</p>	 <p>クライアント紹介専用</p>
 <p>今月より、PR事業をスタートしていただくので</p> <p>こちらのLINEを追加してお名前漢字フルネームの送信をお願いします👉</p> <p>紹介先を上記の【サロン紹介専用】にて配信します。 プラスで稼ぎたい方は配信内容通りの紹介者を募ってください。</p> <p>SNS用の画像も来月1週目辺りで配信されますので 毎月25日までに各々SNSへ載せて公式LINEへスクショを返信してください。</p>	 <p>【2月分 SNS 掲載依頼】</p> <p>こちら各位ご掲載お願いします。</p> <p>⚠️ 提出期限：2月25日まで</p> <p>2月のクライアント配信①のサロンにご予約頂いた方はこちらの画像のSNS掲載は不要です。</p> <p>Instagram Facebook Twitter etc.</p> <p>掲載のみOK</p> <p>スクリーンショットをこちらへご返信お願いいたします。</p> <p>提出していない方はお早めをお願いします👉</p>

広 告 (例)

 <p>～ たるんだお肉に超音波でアプローチ～ ハリを作りキレイなフェイスラインに～</p> <p>切らない フェイスリフト</p> <p>今大注目の HIFU が 無料で!!!</p> <p>池袋駅 徒歩10分 19歳以上女性限定サロン</p>	 <p>【背中上脱毛】</p> <p>池袋駅徒歩10分 19歳以上女性限定</p> <p>背中脱毛</p> <p>1万円オフ</p> <p>1回体験10,000円 0円</p>
--	--

エステと副業 異業種タッグの手口



※エステサロンのイメージです

無料エステ体験でエステサロンに来店した際
「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば
月1万円の報酬がもらえる副業がある」
などと勧誘され
高額な加盟金を支払って始めたものの
実際には、報酬が支払われず
事業者との連絡が取れなくなったという相談が
二十代の女性を中心に各地の消費生活センター等に
数多く寄せられています。

- ✓「無料体験」、「お試し施術」などを
きっかけにした勧誘には御用心！
- ✓高額な支払をするために
長期のクレジット契約を求められたら
要注意！
- ✓被害に遭ったらあきらめずに「188」へ！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



消費者庁

トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

1 8 8

